

(5) 農村総合整備

農業農村整備事業実施計画策定事業	事業主体	県	農村振興課
		市町村	地域計画班

趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用，経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止，畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策，農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的，効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため，経営体の育成に向けた基盤整備，畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し，もって農業農村整備事業の機動的，効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

(1) 事業の内容

農地整備事業に係る地域において，当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の対象地区は，下記事業に係る地域とする。

- ① 農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備事業
- ② 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業等

(2) 事業実施期間：1年間

※ 農業競争力強化基盤整備事業のみ

担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあつては2年

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
		実施計画策定	50	25	25	－

集落基盤整備事業 (旧村づくり交付金)	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施するもの。

事業の内容

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針に基づき作成される農村振興基本計画に即して作成される農村振興整備事業計画に基づき実施する事業又は農業生産基盤整備の実施に必要な実施計画を策定するための事業。

表1 工種及び内容

区分	工 種	内 容
1 農業 生産 基盤 整備	(1)ほ場整備	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備
	(2)農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(3)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(4)農用地開発	農用地の造成（農用地間の地目変更を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農用地の改良又は保全	(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備
2 集 落 基 盤 整 備	(1)農業集落道整備	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備並びに主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設の整備
	(4)農業施設等用地整備	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備
	(5)集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な、農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備
	(6)自然環境・生態系保全施設整備	土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設
	(7)地域資源利活用施設整備	農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む）して農業生産の補完等を行うための施設
	(8)施設補強整備	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強
	(9)地域農業活動拠点施設整備	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備

区分	工 種	内 容
2 集 落 基 盤 整 備	(10)集落農園整備	ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(11)情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(12)施設環境整備	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(13)歴史的土壌改良施設 保全整備	歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(14)集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次の事項を内容とするもの ① 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。 ② ①と一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。
(15)施設集約整備	農水省所管に係る助成等をもって整備された農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（農業農村施設）の撤去、農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道その他の農業生産基盤施設の撤去及び撤去跡地の整備	

採 択 基 準

- (1) 農村振興基本計画（基本計画）が作成されていること。
- (2) 農村振興整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- (3) 農業振興地域の区域であること。
- (4) 集落農園整備については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- (5) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。
なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	農業生産基盤整備 及び集落基盤整備	50	1	49	
	実施設計の策定	50	1	49	

農業集落排水事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資すもの。

事業の内容

- 1 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設（汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設を含む）及びこれに付帯する施設の整備又は改築
- 2 農業集落排水事業の施行に必要な調査及び計画の策定
- 3 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策工法等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、一部事務組合、その他農業者等が組織する団体

採 択 基 準

- 1 受益戸数はおおむね20戸以上を原則とする。
- 2 原則として農業振興地域でおおむね1,000人程度以下を単位とする。
- 3 事業主体は、市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画を作成し、これに基づき実施すること。
- 1 改築（機能強化事業）の場合は、改築に要する費用が200万円以上で、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であること。
 - ①維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - ②供用開始後に処理対象人口の著しい増加、水質基準の強化その他既存施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
 - ③太陽光発電施設の整備のみを行う場合であること。
- 5 農業集落排水施設等の整備における調査及び計画の策定の場合は、計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること。
- 6 農業集落排水施設等の改築における調査及び計画の策定の場合は、施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
- 7 最適整備構想の策定の場合は、既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

負担割合	区 分	国	県	その他	事業主体
	施設等の整備又は改築	50	—	50	市町村及び一部事務組合 (県嵩上げは農業集落排水整備推進交付金参照)
	施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	市町村
	機能診断※1 最適整備構想の策定※2	定額	—	—	市町村

※1 1 処理区あたり200万円を上限とする。（原則1回限り）

※2 1 構想あたりの交付限度額＝処理区数×100万＋200万円とする。（上限800万円・原則1回限り）

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体	市町村	農村整備課
		一部事務組合	農村環境整備班

趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱，村づくり交付金実施要綱，地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。），予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては，15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を越える場合にあっては，7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は，国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 2 「単年度当たり交付額」の欄において，政令指定都市にあっては，交付金算定基準経費の1%以内とする。
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は，平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

地域用水環境整備事業 <small>(旧水環境整備事業、農業水利施設魚道整備促進事業、 歴史的土壌改良施設保全事業及び防災水利整備事業の整理・統合)</small>	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所属課班 (実) 農村振興課 地域計画班 (計) 農村整備課 水利施設保全班
--	--------------------------------	--

趣 旨

地域用水環境整備事業は、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低酸素社会づくりの促進を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とする。

事業の内容

1 地域用水環境整備事業

(1) この事業は、地域用水環境整備基本計画（以下「地域用水整備計画」という。）に即して作成される地域用水環境整備事業計画（以下「地域用水事業計画」という。）に基づき実施するものであって、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する以下の施設の整備を総合的に行うものとする。

- ① 親水・景観保全施設
- ② 生態系保全施設（蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等）
- ③ 地域防災施設整備（防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備）
- ④ 渇水対策施設整備（渇水時に必要となる施設（堰、揚水機、送水管等））
- ⑤ 利用保全施設（ベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、管理道路、遊歩道、案内板、照明、安全施設等）
- ⑥ 地域用水機能増進施設（共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等）
- ⑦ 小水力発電整備

(2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

- ア 防災施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記③の地域防災施設の整備
- イ 渇水対策施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記④の渇水対策施設の整備
- ウ 魚道整備事業計画に基づき都道府県が実施するものであって、上記②のうち魚道の整備
- エ 小水力発電整備事業計画に基づき実施するものであって⑦に掲げる小水力発電の施設整備及び導入支援。

2 歴史的施設保全事業

(1) 施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該工事と併せて行う当該施設の適切な保全・管理のため一体的に整備する必要のある以下の施設の整備を行うものとする。

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- イ 管理道及び駐車場の整備
- ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等（実施期間：1地区最大3年間）

採 択 基 準

1 地域用水環境整備事業

(1) 次の要件にすべてに該当するものとする。

- ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の区域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。
- イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

ウ 総事業費が5千万円以上であること。

エ 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 単独地域防災施設整備，単独渇水対策施設整備，単独魚道整備及び小水力発電整備にあっては，採択基準(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独地域防災施設整備

a 地域防災整備事業計画が，地域防災計画（災害対策基本法第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであるか，地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法第2条により作成される計画）において定められ，又は定められる見込みであること。

b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

c 総事業費が3千万円以上であること。

イ 単独渇水対策施設整備

a 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

b 総事業費が3千万円以上であること。

c 近年，渇水に伴う取水制限が行われている地域として次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。

(a) 直近10年間に於いて，当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により，一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。

(b) 直近10年間に於いて，他種水利者等関係機関から申し入れ等を踏まえ，渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

ウ 単独魚道整備

以下のいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

a 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設次のいずれかに該当するもの。

a) 魚道が未整備又は現に設置されているが通水能力が小さいために，常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。

b) 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等により，魚道の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の放流量を確保することが困難な施設。

c) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）河川管理者，流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設

b 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れがある都道府県土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次の全てに該当するもの。

a) a)のa)，b)又はc)に該当するもの。

b) 一級河川又は二級河川に設置された農業水利施設のうち河川を横断する大規模な工作物で取水能力が0.3m³/s以上の施設。

c) 前後一連の区間で魚道が整備，又は整備が予定されている農業水利施設で当該施設の魚道が整備されていないため，魚類の遡上の障害となっていることが明らかなもの。

エ 小水力発電

以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。

a 施設整備

(a) 土地改良施設等の維持管理の節減が見込まれ，次の全てに該当するもの

i 以下の施設を対象に電力を供給する小水力発電であること。

① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設。

② 農業農村振興に資する公的施設

ii 土地改良区が事業主体となる場合であって、発電した電力を売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には、小水力発電の発電能力を発揮した結果得られる見込みの収入が、電気供給対象施設に係る電力料と受電・発電に必要な費用の合計額を過度に超えない範囲の規模であること。

iii 発生電力を一旦売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には売電単価を電気事業者と協議を了している、又は了することが确实と認められること。

また、発電施設の建設単価及び発電単価が売電単価からみて相当な水準であること。

(b) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

b 導入支援

1) 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。

2) 平成25年度までに実施されるものであること。

2 歴史的施設保存事業

(1) 次に該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第78条第1項、第109条第1項、第182条第2項の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが确实と認められる土地改良施設又は地域における歴史風致維持及び向上に関する法律第5条第8項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積又は、一連の群として関連性を持つ複数の施設の末端支配面積の合計が20ha以上であること。

ウ 事業により整備される施設の適正な維持管理がおこなわれることが确实であると認められること。

エ 総事業費が3千万円（ため池にあっては8百万円）以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村・その他	備 考
	地域用水環境整備事業	50	25	25	県営 (団体営については未定) H23年度新規地区より適用
	歴史的施設保全事業				

中山間地域総合整備事業	事業主体 県 市町村	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）の活性化を図るため、農業生産基盤や生活環境施設を中心として早急に必要な工種内容を整備し、早期に事業の効果を発現させるものである。

事業の内容

- 1 農業生産基盤整備事業
 - ① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ ほ場整備事業
 - ④ 農用地開発事業 ⑤ 農地防災事業 ⑥ 客土 ⑦ 暗渠排水
 - ⑧ 農用地の改良又は保全

- 2 農村生活環境整備事業
 - ① 農業集落道整備事業 ② 営農飲雑用水施設整備 ③ 農業集落排水施設整備
 - ④ 集落防災安全施設整備事業 ⑤ 用地整備事業
 - ⑥ 活性化施設整備事業 ⑦ 集落環境管理施設整備事業
 - ⑧ 交流施設基盤整備事業 ⑨ 情報基盤施設整備事業 ⑩ 市民農園等整備事業
 - ⑪ 生態系保全施設等整備事業 ⑫ 交換分合事業

- 3 特認事業

採 択 基 準

- 1 離島振興法，山村振興法，過疎地域自立促進特別措置法，半島振興法，特定農山村における農業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり，林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上の区域であること。
- 2 中山間地域総合整備実施計画が策定されていること。
- 3 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

型		受益面積(ha)	備 考
集 落 型	一 般 型	60 (20)	
		20 (10)	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上50%以上の区域）
	生産基盤型	20 (10)	農業生産基盤（県営については、ほ場整備10haを含む）のみを行う
	生活環境型	— (—)	農村生活環境を中心に行う
広 域 連 携 型		60	
実 施 計 画 型		— (—)	農業生産基盤整備の実施に際し実施計画を策定する

※（ ）は団体営の場合

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	県 営	一 般 型 広 域 連 携 型	55	32.5 (30)	12.5 (15)	—	
生産基盤整備型		55	32.5 (30)	12.5 (15)			
実施計画型		55	未定				
団 体 営	一 般 型 広 域 連 携 型	55	1	44			
	生産基盤整備型	55	1	44			
	実施計画型	55	未定				

※ () は平成23年度新規地区から適用

農村環境計画策定事業	事業主体	市町村	所管課班	農村振興課
		県		地域計画班

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

2 農村環境計画の策定

次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・農業農村整備事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

負担割合	策定主体（実施主体）		国	県	市町村	その他	備 考
	市町村	農村環境現況調査	農村環境計画の策定	50	—	50	
農村環境現況調査		50					未 定
県	農村環境現況調査	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	—	
	農村環境現況調査		50	未 定	未 定	—	